

令和6年度東京都国民健康保険事業会計予算

予算総則

令和6年度東京都国民健康保険事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,125,698,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	分担金及負担金	473,723,088
	01 負担金	473,723,088
02	国庫支出金	299,721,976
	01 国庫負担金	269,185,321
	02 国庫補助金	30,536,655
03	前期高齢者交付金	232,560,273
	01 前期高齢者交付金	232,560,273
04	共同事業交付金	4,033,608
	01 共同事業交付金	4,033,608
05	出産育児交付金	122,546
	01 出産育児交付金	122,546
06	財産収入	791
	01 財産運用収入	791
07	繰入金	93,355,675
	01 繰入金	93,355,675
08	諸収入	1,530,321
	01 都預金利子	1
	02 貸付金元利収入	1

	03 雑入	1,530,319		
09 繰越金		20,649,722		
	01 繰越金	20,649,722		
歳	入	合	計	1,125,698,000

歳出

(単位: 千円)

科 目		金 額		
款	項			
01 国民健康保険事業費		1,125,698,000		
	01 国民健康保険事業費	1,125,698,000		
歳	出	合	計	1,125,698,000

令和6年度東京都母子父子福祉貸付資金会計予算

予算総則

令和6年度東京都母子父子福祉貸付資金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,925,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	事業収入	3,495,027
	01 返還金	3,490,169
	02 利子収入	4,124
	03 契約違約金	734
02	繰入金	150,636
	01 一般会計繰入金	150,636
03	諸収入	11
	01 都預金利子	10
	02 雑入	1
04	繰越金	4,279,326
	01 繰越金	4,279,326
歳 入 合 計		7,925,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 貸付費		7,925,000
	01 貸付費	7,925,000
歳 出 合 計		7,925,000

令和6年度東京都心身障害者扶養年金会計予算

予 算 総 則

令和6年度東京都心身障害者扶養年金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,155,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 財産収入		23,000
	01 財産運用収入	23,000
02 繰入金		3,131,994
	01 基金繰入金	3,131,994
03 諸収入		5
	01 都預金利子	4
	02 雑入	1
04 繰越金		1
	01 繰越金	1
歳 入 合 計		3,155,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 扶養年金費		3,155,000
	01 扶養年金費	3,155,000
歳 出 合 計		3,155,000

令和6年度東京都地方独立行政法人東京都立病院機構貸付等事業会計予算

予 算 総 則

令和6年度東京都地方独立行政法人東京都立病院機構貸付等事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,695,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(都債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	事業収入	13,466,572
	01 公債費負担金	6,070,870
	02 施設整備費負担金	7,395,702
02	繰入金	210,423
	01 繰入金	210,423
03	諸収入	5
	01 都預金利子	4
	02 雑入	1
04	都債	15,018,000
	01 都債	15,018,000
歳 入 合 計		28,695,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	貸付等事業費	28,695,000
	01 貸付等事業費	28,695,000
歳 出 合 計		28,695,000

第2号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額	証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。
1	貸付等事業費	15,018,000	(3) 利率 年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内
			(4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。
			(5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日ににおける外国為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるものはか、公債証券を発行することができる。

令和6年度東京都中小企業設備導入等資金会計予算

予 算 総 則

令和6年度東京都中小企業設備導入等資金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ339,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 事業収入		317,100
	01 貸付金元利収入	317,000
	02 契約違約金	100
02 繰入金		7,000
	01 一般会計繰入金	7,000
03 諸収入		1
	01 都預金利子	1
04 繰越金		14,899
	01 繰越金	14,899
歳 入 合 計		339,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 助成費		339,000
	01 助成費	339,000
歳 出 合 計		339,000

令和6年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計予算

予 算 総 則

令和6年度東京都林業・木材産業改善資金助成会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	事業収入	5,501
	01 貸付金元金収入	5,500
	02 契約違約金	1
02	繰入金	997
	01 一般会計繰入金	997
03	諸収入	1
	01 都預金利子	1
04	繰越金	100,501
	01 繰越金	100,501
歳 入 合 計		107,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	助成費	107,000
	01 助成費	107,000
歳 出 合 計		107,000